

第21期 第1回埼玉県社会福祉審議会 議事録

◆日 時

平成22年11月15日（月）午後2時～4時

◆場 所

知事公館 1階大会議室

◆出席者

(委員)

駒村委員長、木戸副委員長、加藤委員、西山委員、樋口委員、松本委員、秋本委員、大谷委員、金子委員、西村委員、丸木委員、小野委員、金井委員、野矢委員、鈴木委員、長沼委員

(県)

武島福祉部長、布藤副部長、後閑少子対策局長、田島福祉政策課長、荒井社会福祉課長、針山障害者福祉推進課長、渋谷障害者自立支援課長、樋口福祉監査課長、樋口少子政策課長、小池子育て支援課長

1 開会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 委員長の選出

○委員の互選により駒村委員を委員長に選出

5 会議の公開について

○原則公開、傍聴人1人

6 副委員長の指名

○木戸委員を指名

7 議事録署名委員の指名

○大谷委員、鈴木委員を指名

8 専門分科会委員及び審査部会委員の指名

○別紙「民生委員審査専門分科会委員」及び「身体障害者福祉専門分科会／更生医療機関等審査部会委員」のとおり指名

9 議事

「福祉行政の課題と取組について」

(駒村委員長)

それでは次第「9. 議事」に移りたい。今回は第21期埼玉県社会福祉審議会の初めての審議会となるので、埼玉県の「福祉行政の課題と取組」について事務局から説明をお願いしたい。なお、事務局の説明に対する質疑、審議については、説明がすべて終了したのちに行いたいと思うので、よろしくをお願いしたい。

では、「福祉行政の課題と取組」について事務局からの説明をお願いする。

<事務局説明>

(駒村委員長)

それでは委員の皆様から御意見をいただきたい。御意見のある方は挙手してお話しいただきたい。丸木委員どうぞ。

(丸木委員)

丸木です、よろしくお願いします。

うち（社会福祉法人毛呂病院光の家療育センター）は、重症心身障害児施設を中心にいろいろな事業を展開している。このところ、とても気になっていることは、入所している人で複数の貧困が重なっている事例がすごく増えてきて、措置という形で入っている方が多いことである。例えば親の養育能力、統合失調症や鬱病、経済問題、ひとり親、虐待、社会からの孤立ということから、そのようなお子様が次々と最後の所にたどりつくという形である。

例えば、虐待で障害児にされてしまった子、障害を持って生まれた子は劣悪な環境の中で、脳や感覚に障害を持って闇の中にいる。そのような状態の子もたくさんいる。したがって、在宅は決してバラ色ではない。

施設ではその子について、今何が生きにくいのか、今その子はどこにいるのかと

いうことを、職員が斟酌して、闇の中から彼らに近づこうと取組んでいる。しかし、実際には、そのようなことができない事例もある。

子どもは良くなる。しかし、ステップアップして次の施設にというときにも次々と子どもを産んでは捨ててしまうような親御さんが多く、そのような子がどんどん増えてきている。県でも再統合について、今年あたり重点事項になっているようだが、現実的にはそのような状況になっていない。そのあたりまで踏み込めない。実際には本当に親が悪いのではなく、その親にも障害があったり虐待があったりと、連鎖になっていて、踏み込んで対応ができない状態である。具体的な目の前の対策、対応に追われているということなのだが、どこかで貧困の連鎖を断ち切っていく根本的な部分に戻って考えないといけないのかなと、この頃そのことがとても心配になっている。

今日、御説明いただいた子どもの環境や障害福祉、生活保護等々他の問題も含め、今、日本で起きているいろいろな複数の貧困に対して、その原因の分析や、社会からはじき出されている人、この人たちも家族を含めて声が出せないような弱い人たちなのだが、そのような人をもう一度社会の中に取り込んでいくというような抜本的な対策、意識改革を、専門の先生もたくさんいらっしゃるので、県として何か取り組みをしていただけたらと思っている。

(駒村委員長)

これについて事務局から何か答える必要は。

(丸木委員)

事務局というわけではないのだが、今、目の前に出ている事例に対する対策ではなくて、もう一つ違った側面から社会福祉を捉えたときに、これからは「貧困」という問題を別の角度から捉えて、そのような人たちも社会の中に取り込んでいくような考え方を是非埼玉の福祉の中に盛り込んでいただければと思う。

(駒村委員長)

社会福祉をやっているうえで、一番重要な課題になっている。事務局から何かこの件についてコメントなどはあるか。

(武島部長)

貴重な御指摘ありがとうございます。貧困の連鎖ということで、先ほど社会福祉課長から細かく説明させていただいた。生活保護を受けている子どもが親になっても生活保護を受ける割合が25%ある。このようなことからこの「生活保護チャレ

ンジ支援事業」を始めたわけである。やはり今、すべからく貧困ということが問題になってきている。児童虐待の問題について、先ほど丸木委員から再統合のお話もあった。私どもも今、どちらかという行政はこれまで受け身で、対症療法な対応をとってきた。やはり、ここからではできることというのは数少ない。特に児童虐待のことについては、児童相談所だけではなかなか虐待の芽を早期に摘むということができない。埼玉県内でも約1,000件ぐらいの困難なケースを6つの児童相談所で抱えている。そのうち本当に危ないというのはおよそ50ケースほどだと聞いている。その1,000件もすべて重いのだが、やはりそのようなことを県だけで対応するのは本当に無理である。

したがって、今、埼玉県は来年度に向けて児童虐待の早期の芽を摘む事業ということで、市町村支援をしっかりとやっていこうと考えている。市町村支援についても、しっかりと対応していきたい。

何事も全体をもっと広い視野で根本から見直していくという意味で、非常に良い御意見だと思う。その辺をしっかりと踏まえて施策を進めていきたいと考えている。

(駒村委員長)

よろしく願いしたい。

ほかにいかがか。皆様から御意見をいただければと思う。関連する件でも結構である。では西村委員、松本委員の順でお願いします。

(西村委員)

認知症のことである。認知症の方が非常に増える中で、特養（特別養護老人ホーム）も増やしましょう、グループホームも増やしましょうとある。しかし、やはり重度の人が増える中で、今後、その問題を県がどのように捕らえていくのかということは、国の制度とのからみでもあるので難しいとは思う。

埼玉県は非常にグループホームが増えているし、特養も増えているのだが、制度そのものを国が見直さないと回避できないことではあるのだが、グループホームという環境は、そもそも認知症の人の生活の場であったはずなのである。今、それが非常に重篤化して、医療依存度の高い方が非常にたくさんいる。県では施設職員のレベルアップを考えていて、他の県では見られない非常に良いことだと思うが、まだ、そこには追いついていない。介護者がほとんど資格のないまま働いている中で医療行為もやっている、しかも離職につながっているという、今この国は最悪の状態にあると思う。

財務省がやはり数字合わせをしており、今度デイサービスの宿泊サービスについても「デイサービスで宿泊をすれば特養がいらないのではないか」という議論をし

ているのである。その中で私たちが、この高齢化率が高くなる、認知症が増える埼玉県の中で、人の命を守るといふときに、やはり県・市町村と一緒にこの実態をどう考えていくかという整理をしなくてはいけないと思っている。

認知症の方は、やはり重度になると非常に不安もあるので、埼玉県がユニットだけではなくて多床室も作ったということは、私たち現場では非常に評価をしている。グループホームも選べない個室だけなので、非常に不安を感じる方は、通路に布団を敷いて寝ていたいという状況である。施設の環境、制度の環境、虐待が非常に増えているので、県が虐待も含めて全体的に一体となって考えていくときではないかと、私は考えている。10年たった介護保険制度そのものを皆で見直すには、やはり現状を把握すべきだと考えている。

(駒村委員長)

ありがとうございます。介護保険も導入後10年経って、もちろんおっしゃったように財務省側から見れば、これだけの負担率でも足りないという話で、全体的に非常に無理な経営になってきている。御指摘のとおりである。

ただ、一方では特に埼玉県は先ほどデータがあったように、これから高齢化率が最も高くなるので、どんどんいろいろな問題増えてくる。今、足下の実態、状況をどんどん発信すべきではないか、国に訴えるべきではないかという話だったと思う。

これについて事務局から何か答え、考えはあるか。

(岩橋副部長)

現状で医療の問題が今非常に大きくなっていることは、施設にしても在宅の方にも両方あると思う。そこは、大変実感しているところである。県として、そこについて何か手を付けているかという点、正直なところまだ手を付けていない。

やはり制度によるところが大きいのので、国の方も介護職員にどこまで医療行為をさせるかということの議論もしていて、施設向けには研修など取り組み始めている。あともう1つは、在宅での医療体制をどう整えるかという点は、保健医療部ともよく連携をしながら、今後再検討を進めてまいりたい。

(武島部長)

補足をさせていただく。どちらかという点、国もそうなのだが在宅福祉を市場原理に任せて、あまり在宅福祉重視を叫んでこなかったという実態があると、私は考えている。特別養護老人ホームには埼玉県でも1万4,600人の待機者がいる。東京都は特養の定員数は約3万6,000人と一番多い。埼玉県で特養の定員数は約2万人である。つまり東京都には、埼玉県のおよそ倍の特養の定員数がある。し

かし、驚いたのだが、東京都は約4万4,000人の待機者がいる。

国は、施設整備をどんどん進めていく、3倍あるいは5倍の数を作ろうと言っている。

埼玉県は、この3年間で全国一、特養を造ってきた。ただ、先ほど委員長からも話があったように、これから高齢化が進む中で、埼玉県が取り組まなければいけないことというのは、在宅重視である。在宅三本柱であるショートステイ、デイサービス、ホームヘルプ、これに合わせて地域リハビリ、訪問看護、このようなサービスを合わせて在宅重視というのを、しっかり埼玉県から作っていかうと考えている。

埼玉県では介護給付費の県負担金が本年度420億円となっている。これが通常のまま推移していけばかなり額も膨れる。そのような財政的な制約もあるが、やはり高齢者が一番望んでいるのは「在宅で暮らしたい」ということであり、そのような思いをかなえるべく、在宅福祉にもしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

(駒村委員長)

ありがとうございました。介護報酬の改定は医療との同時改定となるので、おそらくこれで地域重視ということが出てくると思う。また、医療行為の問題だが、これも今の認知症だけではなくいろいろな問題、もう少し資格を持った介護の現場の人たちができるように、研修や処遇も含めて改善すべきはないかと、国でも議論が出ているので、これはどんどん現場から国へ県を通じて、あるいは現場にいらっしゃる皆様の方から国へ出していきたいなと思う。

(松本委員)

現場の御意見が今お二方から出た。先ほど、丸木委員さんからは、貧困の話についてお話があった。先ほどのお話にもあったように、経済的な意味の貧困と心の中の貧困と、今両方が合わさって、乳幼児を虐待してしまったり、子育てをしない親がいたり、先ほどの生活保護の中にもあったように、若くて働けるのに「なかなか働く場がない」と格好をつけて働かない人が生活保護を受けている。そういう意味では社会全体が心の貧困になってきているのであろう。

いつの時代でもやはり裕福な人と貧しい人というのはいたが、お金がないからといって心まで貧困になったわけでもない。

例えば、保育サービスで預かり保育の場をどんどん広げていってしまうと、それだけまたどんどん待機児童が増えていく傾向がある。そのような福祉としての方法と、一方、学校教育の方向がある。社会福祉審議会であるから、やはり福祉の方を中心に議論しているが、今まで以上に基礎の学校教育などとの連携を強くする必要があるのであるのかなと考えている。

私は、育てる親が大人になりきれない、子どものままの親が多いということで、虐待が生じたり、子育てができなくなってしまうのではないかと考えている。子育てをすること自体が親教育であって、親が大人になっていく教育の1つだと思うので、そのような部分の連携をがんばって福祉と取ってもらいたいと思う。そのような手法など今やっているところがあれば披露していただきたいと思う。

それから生活保護について。特に無料低額宿泊所に平均2年間の入所をされる方がいるという説明があった。これを本当に必要とする人と、これを変な意味で商売にしている人たちがいる。私はこの事業をもっと進めることによって商売をやっている人たちが商売にならなくなっていくと思う。特にこの中で、住宅ソーシャルワーカーの事業について、もっと積極的に県で進めてもらいたいし、市町村と連携して、これをやることによって本当に必要な人だけが本当に必要な時期だけこの中にいるという形に、積極的にやっていただきたいと思う。以上2つお願いしたい。

(駒村委員長)

事務局、今の御意見について、お願いしたい。

(樋口少子政策課長)

今御指摘の1つにあった、親の養育力の低下についてである。このようなことに対応するために教育と福祉がもっと連携してというお話をいただいた。

現状取り組んでいるのは、虐待家庭に対する御指摘にもあった家族の再統合化や親への支援がある。そのような虐待が起きる前からの親の支援ということで、福祉部においては、1日保育士体験、親子保育参加というのを来年度すべての保育園、幼稚園で実施したいと考えている。これは保育園、幼稚園で、親がその場において1日保育士を体験してみて、それで自分の子どもがどのように過ごしているかとか、現場の保育士さんや幼稚園教諭の方がどのような苦労をされているのかを認識して、自分の子育てにも生かしてもらおうという取り組みである。

また、これは教育局の取り組みだが、「親の学習プログラム」を設けていろいろな場面で、例えば、小学校入学式のときに親御さんの集まる所で、親同士で子育てについて議論をしてもらうというプログラムを進めている。親の養育力が低下していると言われていることから、それへの対策を進めているところである。

また、説明でも触れさせていただいたが、地域子育て支援センター、地域の親同士の交流の場における親支援というものもある。やはり家庭の中で孤立化してしまうと、それがいろいろな育児ストレス、ひいては幼児虐待の問題にもなりかねないということがあるので、親子の交流や気軽に何か相談できる場を作っていくということが大事だと思うので、そのようなことも進めている状況である。

(荒井社会福祉課長)

今、松本委員さんから無料低額宿泊所について、話があった。松本委員さんの地域の川口や三郷、戸田など、東京に接しているところがどうしても無料低額宿泊所の数も多く、入所している方が多い。無料低額宿泊所そのものが悪いというのではなくて、制度としてはやはり必要な制度だと思う。やはり一時的に職を失い、住宅を失った方がホームレスになってしまうと大変なので、そこで生活することが大事である。どうしてもある意味、挫折のようなことがあったことにより、心がくじけてしまっている方、障害などいろいろなことを持っていて自分では生活できないという方、様々な方がいらっしゃる。

ですから、無料低額宿泊所はあくまでも仮の住まいであって、それぞれの状況に応じて就職支援などをしながら自立をし、アパートに移る方、あるいはそれが無理ならば福祉施設の方へ、福祉的なサービスを受けて、福祉制度の支援を受けながら自立した生活をしていく。自立の意味はいろいろあると思うが、日常生活の自立などをやっていくという形での支援をしていきたいと思っている。

この住宅ソーシャルワーカーについても6月に議会で認めていただき、実際に事業者を決めたのは9月。10月から実施されている。現在1,386名の方に支援を開始しており、約半数の方は、実際に支援部署の方といろいろこれから進めていこうとしており、残りの650名につきましてもケースワーカーとのいろいろな調整を行っている。無理矢理そこから出すというわけにはなかなかいかないが、本人の意向を把握しながら進めていきたいと思っている。

また、これについては福祉事務所と個人だけの問題ではなく、受け手側の問題もある。民間のアパートになると、どうしても「生活保護を受けていて家賃を滞納するのではないか」とか「生活が乱れていて他の方との共同生活のルールが守れないのではないか」という懸念があって、なかなか進まないところもある。これはやはり住宅ソーシャルワーカーとケースワーカーの本来の業務であり、それぞれの状況に応じたケースワークをしながら一人でも多く自立支援していきたい。

また無料低額宿泊所については、質の善し悪しがある。より質の良い無料低額宿泊所という形での誘導はしていきたいと思っている。

(駒村委員長)

はい、では松本委員。

(松本委員)

最初の親教育についてである。私は小学校、中学校などの行事へ行っているが、そういう所へ参加してくださる親の方々は、親教育をよく理解している方々である。

出てこない親御さんたちに問題がある。なかなか親教育については、学校の先生でもできない部分である。例えば「学校と地域とよく連携して」とよく言うが、地域が学校に入って福祉の何かお手伝いをするのが、もっと積極的であっていいのではないかなと思う。「これは学童なので福祉ですよ」、「これは学校の中だから先生ですよ」ではなく、やはりもっとそこの接着剤になってあげて、役所でできない部分は地域も巻き込んで、そのようにできないお父さん、お母さんたちにどのように指導していくのかということ、一緒にお手伝いしてくれればいいのかと思って、今質問をさせていただいた。そのような部分も、もう一度よく考えていただきたいと思う。

(駒村委員長)

なるほど。2つとも、大変重要な家族機能の低下の部分、学校に参加されている方はいいのだが、参加されない方へどのように福祉の手を差しのべるかがもう1つの重要なテーマである。これは国もたいがい悩んでいるテーマだと思うので、地域から良い成功例をどんどん発信していただければと思う。

もう1つの無料低額宿泊所の方も、全国的には様々な問題が発生しているのは事実としてあるわけである。どのようなサポートが有効なのかも研究の中では統計的な分析なども進んでいる。また、こちらの方ではサポート事業をやる予定なので、まずきちんとした事実確認、どのようなサポートが有効であるか、どのような方が入っているか、なぜこのように長引いているのかということも、まず事実を押さえていただいて、進めていただきたいと思う。

国全体で見れば、非正規労働者が増えている中で、家族や住宅を形成できない方も増えているので、国の政策として住宅をどう考えるのかということ、埼玉県から発信していただきたいと思う。

(長沼委員)

さいたま市に住んでいる長沼と申します。安心して埼玉県で最後まで暮らしたいと思い、今日は参加させていただいた。

この取り組みについて、資料1にどうして小規模多機能施設の予算がないのかということが1つ疑問である。特別養護老人ホームや老人保健施設もいいのだが、基本的に在宅で暮らしていると、一番欲しいサービス機能はこの小規模多機能型の施設なのである。私が暮らしているさいたま市にも平成19年に3つできて、それ以降増えていないということがある。

平成19年に地域で本当に最後まで施設に入らないで暮らせるのかどうかと思い、独立行政法人の方から資金を得て、住んでいる見沼区で介護福祉マップというもの

を作ってみた。見沼区は15万人の住民がいて、その中で高齢化率が16%、約3,000人の要介護の方がいた。この地域にどのぐらいの介護施設、居宅介護サービス、在宅療養支援診療所があるのかというのを、質問項目をリストアップして、それぞれの事業者にはファックスで送り、回答していただいた。そのような行為を2年続けてやっているときに、圧倒的に訪問介護事業所がどんどんなくなって、通所介護事業所がどんどん増えていった。しかし、実際に今の在宅で欲しいのは、来ていただくことなのである。本当に介護者が疲れている。

うちも親が要介護1と要介護2である。両親、94歳と83歳、2人で暮らしている。そうするとやはり、そのような方々は、人間の尊厳が非常に強いのだが、外にデイサービスで行くよりは来てもらいたいと。ですから一番欲しいのは、先ほど福祉部長さんがおっしゃっていたが、ショートステイだと。見沼区はショートステイのサービスが本当になかった。

病院から急遽1週間で退院させられた。静脈栄養を入れるものを付けられて「このように付けたから、とにかく自宅へ行ってください。何かあったときには看護師を派遣しますから」と言われてきたが、83歳の母が94歳の父親の医療行為も一緒に面倒をみるのは無理なのである。本当は病院でショートステイができる、医療をしてくれる所に3日間でも4日間でも泊めていただければ、なんとかできる。施設も必要だと思うが、本当に在宅で暮らしたい。在宅で暮らせるサービスが訪問介護、訪問看護、在宅療養支援診療所である。医師会に聞いたところ、見沼区には在宅療養支援診療所は8か所あると、ファックスで送られてきた。全部アポをとってみると1か所70歳代の先生の所しかやっていなかったのである。15万人いて要介護者が3,000人いるのに、在宅療養支援診療所で実際週に2回、午後訪問診療してくださる先生は1人だけだった。私は、実際に2年かかって見沼区の介護福祉と医療を調べたところ、在宅では暮らせないという結論が出てしまったのである。

ですから先ほど福祉部長さんもおっしゃってくださった介護になっても在宅で暮らせるようにショートステイを作っていただきたいし、空きベッドを臨時で貸すのではなく、恒常的に貸し出していただきたい。例えば30でも40でも良いので。3カ月前に申し込みをして抽選でショートステイが当たるのではなく、緊急のときにサッと使えるようにと。皆協力しているので、そうすればなんとかやっつけられるのである。

介護福祉マップを2年かけて作って、在宅では暮らせないけれど、やはり在宅で暮らしたいというメンバーが決まって、大和田という駅のすぐそばでミニデイサービスをやり始めた。すると来るのは軽い認知症の方ばかりである。行く所がないのである。ですから本当に在宅で、ワンストップサービスではないが、そこへ来れば相談できる、そこへ来ればちょっとした認知症専門の看護師に連絡が取れるとか、

そのような関係が作れる、地域で皆志を持っています、「なんとか自分たちの場所で」と。

見学に来る人が後を絶たない。「飯能でやりたい」などいろいろな所で自分の所を提供してやりたいという方がすごく多いのである。あとは本当に専門の看護師さんやヘルパーさんをつないでくださり、1週間に2回は見守りに来てくださるということをやっただけであれば、皆なんとか自宅で暮らそうと思っている。在宅の方が3割も4割も多いわけだから、やはり予算をできれば在宅の居宅介護サービスに振り向けて欲しい。そして在宅で暮らしたい。親を在宅でみたい。

ですから私は利用者の立場で来た。専門家でもなんでもない。県の方にも委員の方にも、業者の方にも伝えたいのである。在宅で暮らしたい、在宅の介護サービスを増やしていただきたい。予算を付けていただきたい。願います。

(駒村委員長)

部長の方からお願いしたい。

(武島部長)

応援ありがとうございます。長沼委員さんのおっしゃった在宅支援の重要性は、まさに私どもが先ほどから言わんとするところなのだが、大変申し訳ないが、その声をもう一度さいたま市でお話ししていただきたい。政令市であるので、さいたま市は県の所管外となっている。

全体の枠としては、そのような考えである。小規模多機能地域密着型というのは、定員が29人以下で、様々な機能を持っている。私なども埼玉県老人福祉施設協議会会長の金子委員さんとお話しさせていただくのだが、どうしても小規模多機能地域密着型というのは運営面で問題がある。なぜなら、29人以下であるとなかなか経営が厳しいのである。したがって増えない。埼玉県内もまだ46ぐらいしかない。

今私どもは、埼玉県内にある270の基幹型の特養（定員100）で小規模多機能のような機能を持ってもらうということが重要と考えている。今、県北部や秩父ではショートステイはそれほど必要ないのである。このあたり、地域性が非常にあるということである。ショートステイを入所に転換してもらいたいというオーダーもかなりある。

そのような状況で地域によっても違うのだが、やはり長沼委員がおっしゃったように、できれば中学校区、地域包括支援センター毎に、小規模多機能のような、市の住民しか使えないという形の施設ができればいいと思う。

したがって、答えになっているかどうかかわからないが、県としては基幹型の特養をそのような形をお願いして在宅福祉重視にシフトしていきたいと考えている。

(駒村委員長)

中学校区というのが、今、国も大変重要なキーワードになっている。中学校区単位で完結するような、医療介護が完結するような仕組みを作っていこうと。埼玉県から先進事例や、取り組みが困難な部分も全部発信していただきたいと思う。

鈴木委員、金井委員という順番でお願いします。

(鈴木委員)

公募委員の鈴木です。私は平成12年の介護保険制度施行時よりケアマネジャーをしており、一方で社会福祉士として成年後見人等々活動をしている。今、長沼委員がおっしゃられたように、私は、常日頃、在宅支援をしている関係上、在宅療養支援診療所、これがキーとなると思っている。在宅療養支援診療所の登録はあるのだが、実際に訪問診療をしていただく先生については本当に激減してしまうのである。医療依存が高くなる中で、施設から在宅へということであれば、在宅でもっと高い医療を提供していかなければならないということになると思う。

いくら介護職員さんの知識を高めて医療行為ができるようにしても、おのずと限界が見えてくるので、医療のバックアップが必要なのではないかと感じました。

もう一方で、これは成年後見人として受任していることから感じたのだが、生活保護受給者の方で要介護状態の方、要介護3や要介護4などの比較的重い方で生活保護を受給されていると、やはり施設でないと難しいというのが現状にある。

そうなってくると、実際多くが病院から退院しなければいけない、しかしアパートには帰れないということになると、受け入れ先の施設がどんどん狭まってきて、結果、多床室の特養しかなくなってしまうということが現状である。一部グループホームでも生活保護の受入枠がある所もあるのだが、最近どんどん個室化されているし、家賃も高くなっているので、生活保護の住宅補助の基準を超えてしまうとなってくると、どうしても特養になってきてしまう。

地域の実情に合わせて、そういう多床室の特養のニーズがあるのであれば、ユニットケアの理念はもちろん立派で私も賛同しているのだが、場合によっては多床室も必要なのではないかなと感じている。

最後にもう1点、2ページの介護職員の処遇改善の交付金の件についてである。介護職員一人あたり月額1万5,000円引き上げ額を交付するということがある。これは11月18日に県が発表したアンケートで、処遇改善交付金の説明会に参加した事業所1,168に対してアンケートを行なったところ、実際に賃金がアップした介護職員の基本給で一人あたり4,290円、新たな手当として賃金が上がった

たのが6, 680円という結果が出ている。これが実際1万5, 000円相当の賃金上乗せと交付しているものの、実際に介護職員には手渡っていないということになると思うので、この辺の追跡調査、フォローアップはいかがなのか。

(駒村委員長)

事務局、お願いします。

(岩橋副部長)

ではまず介護職員の関係だが、県で発表はしていないと思う。県で21年度実績報告をいただいて、常勤や非常勤、パートさんなどいろいろいらっしゃるの、一律には言えないのだが、常勤職員の平均額でいうと1万5, 000円を超えているという状況である。実際にそれを確認してお支払いするということになる。介護職員に到達していないところは返していただいているという状況である。

(鈴木委員)

すみません、アンケートについては、マスコミのデータを私が控えたものである。

(岩橋副部長)

それが1つと、あと、多床室の関係は、すでに御承知の方も多いと思うが、国で多床室もある程度認めるという方向が出された。埼玉県としては、おっしゃるとおりで、ユニットのケアが非常に良いということはもちろんあるので、ユニットを中心に考えているが、現実に入れられない方がいるというのは、セーフティネットとして問題があるということで、必要数は確保していきたいと思う。

(駒村委員長)

埼玉県の先ほどのデータでも高齢化の伸びが非常に大きく、単身高齢者も同様に増えると考えれば、今の御指摘は、大変重要な御指摘なのかなと思う。これは埼玉県の特徴であり、日本が高齢化で世界最高になっていくのに加えて、単身化もすさまじいスピードで始まる。その中でもまたさらにトップが埼玉ということなので、今の多床室の話も大変重要な指摘かなと思う。

では金井委員、加藤委員という順序でお願いします。

(金井委員)

先程来の在宅の問題についてである。在宅を希望する方が多いということも事実だし、また、その後の後方支援の問題が一番大事で、先程来からお話しがいくつか

出ていた。

まず、介護療養所病床について廃止されるとされたが、存続をされるという方向になってきていることで少しは良いのかなという感じがしている。

もう1つは昨年度か本年度か正確ではないが、先ほどどなたかおっしゃったが、有床診療所の一般病床の空床を使えばというお話があった。有床診療所の一般病床の空床を介護保険のショートステイとして使って良いというのは、昨年できたはずなので、そのような所も使えば良いのかなと考えている。

それから在宅支援診療所の問題だが、この問題については非常に難しい。在宅支援診療所を作るということで開業したが、だんだんなくなっていく状況がある。これは、24時間やっていくうえで1人では当然できないという問題があるから、グループでやっていくと。3～4人のグループでやっていくという中で、なかなかうまくいかないという問題もある。それで御理解をいただかないといけないのかなと、自分は考えている。

これは今までお聞きしていた中で、私が考えていた意見だが、1つお聞きしたいことがある。

介護施設の整備見込みということで、最初に10年間で2.3倍になったというお話があった。しかしながら、まだまだ不足をしているという状況がある。6月の閣議決定だったと思うが、新成長戦略の中で、高齢者賃貸住宅の供給支援ということが出ていた。これについて本年度から始める、来年度には制度化をするということがうたわれていたと思う。これは民間業者によるサービス付きなのだが、これについては埼玉県ではすでに取り組んでいるのだろうか。

(駒村委員長)

はい、事務局からお願いします。

(上村高齢介護課副課長)

最後の高専賃（高齢者専用賃貸住宅）供給の御質問についてである。高専賃の制度については都市整備部住宅課で所管しており、住宅課の方で、高専賃の登録制度の登録状況を確認しながら、どのぐらいの供給量を確保するかという計画づくりを本年度行なっていて、来年度中には策定すると考えている。

(金井委員)

ありがとうございます。

子育ての問題だが、子ども手当が盛んに言われている。子育て支援の中で保育所の問題等が先程来出ているが、現物給付ということが非常に有効性があるのではな

いかと、個人的には考えている。この辺はいかがか。

(樋口少子政策課長)

子ども手当にまつわるいろいろな議論が出ており、御指摘のように現物給付が大事だという意見も多い。お気づきのとおりであると思う。自治体として、保育所だけでなく地域での子育て支援策を向上していくためにも力を入れて取り組んでいくつもりである。

経済的支援も必要だという声も大きいわけだが、我々の考え方としては手当のような経済的支援については全国一律で国で制度設計してやっていただき、自治体としては現物給付に力を入れていくという役割分担で進めていきたいと考えている。

(金井委員)

これは、まったく個人的な要望である。現物給付というのは非常に有効性が高いと考えているので、県から国へ働きかけをしていただきたい。よろしく願いしたい。

(武島部長)

現物給付は確かに重要だということはあるのだが、子ども手当の趣旨は、2万6,000円を全額国が負担して、社会全体で子育てをするということである。今、なかなか2万6,000円の財源を調達できないので、半額の1万3,000円になっていると言われている。しかし、年少扶養控除の廃止などを踏まえると支給額を積み上げないとマイナスになってしまうので、積み上げをする金額を議論している。そして「足りない部分を現物支給で」と言っているが、この「足りない部分」というところが問題である。

既に、一般施策としても現物給付の予算は多額である。例えば、埼玉県でも今150億ほどの金額を安心子ども基金の中から使って、国の施策を前倒しして保育所の整備などを進めている。したがって、現物給付はすでに動いているものであり、改めて要望することは、今のところ考えておりません。

(金井委員)

そのあたりのことをある程度わかっているつもりだが、最初から全額出せない中で、残りの部分をどうするかという議論があるので、そういう中では現物給付の方向へ考えていけばいいのかなということと言ったものである。

(駒村委員長)

私は、今の議論に実はかかわっている。今日もその会議が、現物給付、現金給付の組み合わせをテーマに東京で開催されている。

現物給付は、先ほど部長が発言したように国が今までやっている。それを整理して、子ども手当を二階建ての部分にして、幼保一体サービスというところに現物給付をきちんと出すと。そしてもう1つ基礎部分というものがあまして、1万3,000円プラスアルファという形になるのである。そのプラスアルファの枠に現金に重点を置くのか、現物に重点を置くのかを自治体を選んでいただくという議論が今進んでいる。そこで今の御要望、もしそうなったら、その部分は委員としては現物の方を重点にすると、そのリードをして欲しいと。

それからもう1つは高専賃の話だが、これも従来国の施策は住宅政策と介護サービス政策の連携が非常に弱かったということがあると思う。これは今のお話も住宅課と連携が必要だということで御質問があったと思うので、こちらも連携をきちんとやっていただきたいということで、県へお願いしたいと思う。

では加藤委員、お願いしたい。

(加藤委員)

この資料1の17ページの「福祉人材の確保・定着」に関してである。17ページの真ん中あたりに「福祉事業所で働く職員の資質と定着率の向上支援」がある。18ページに埼玉県的主要な取組として(1)～(3)がある。専門職中心の取り組みがここに挙げられているのだが、介護施設というのは、そこに勤める職員皆のコンビネーションが一番大事なのである。ここには経営者の代表の方もいらっしゃる。この(1)～(3)だが、事務職でも非常にやる気を出して施設のために能力を発揮している人、あるいは単なる運転手さんとして雇われていても、送迎の過程での接点は、介護職員と同じことをやってもらう施設が実態としてほとんどなのである。今回たまたま1万5,000円の交付があったときに、そういう人たちには何も措置がなくて、私は少しかわいそうではないかと思う。経営者でも資格がなくても一生懸命やっている人には、少しは何かやってあげなくては十分とはいえないのではないか。

私は、埼玉県版で(4)として、乏しい財源だけれども、ある程度皆に乏しき中でも分かち合って、良い施設経営ができるように、味のあるようなことを付け加えることができないのかなと思っているのである。あるいは積極的に、抜本的にそういう人たちにも別の財源を用意して、良い施設が良い経営ができるように、そのような支援をしていくことが、表題「5 福祉人材の確保・定着」に資するのではないかなと、私は思っている。

(駒村委員長)

事務局からお願いしたい。

(岩橋副部長)

先ほど、処遇改善交付金の申請率が81%と申し上げた。残りの19%について「なぜ申請しないのですか」と尋ねたところ、「対象が限定されていて他職種とのバランスが取れない、難しい」というお答えが多くあった。ほとんどそういう理由で出せないというところがある。本当にそこは私どもも実施する立場として大きな課題だなと思っている。

制度は3年間なので、今後このように処遇改善事業という形ではなく、介護報酬等に上乘せするなど、そのような方向も今後の検討の中に入ってくると思う。今おっしゃった趣旨は今後生かされるように、国にもう一度申し上げたいと思っている。

(駒村委員長)

加藤委員、どうぞ。

(加藤委員)

今後、応援団を作って応援するのでお願いしたい。埼玉県版の支援ができれば、私はなお良いと思う。なんでも国と金太郎飴のように同じにする必要はないので、是非そこのところを考えていただければと思っている。

(駒村委員長)

ほかに御意見があるか。はい、野矢委員と木戸委員の順序でお願いしたい。

(野矢委員)

私は少し主婦として聞きたいことがある。

まず、資料1の15ページを見ていただきたい。そこに「全日制高校への進学率」について記載がある。自宅のすぐ前に夜間の定時制高校がある。その定時制高校の校長と教頭が、必ず、4時半から5時15分まで「こんにちは」「こんばんは」と立って生徒を迎えているのを、ずっと見てきている。

通信教育を受けている学生は私学が多いのである。一方、今、県立高校の夜間の定時制高校がなくなってきている。大分遠くからも来ているようなのだが、こういう面に対しては、県はどのように思っているか。

それともう1つ、ただいまの金井委員さんの話なのだが、委員長さんがそのよう

なことに携わっているということで、子ども手当の現金給付についてである。

プラスアルファがあるという話があった。幼稚園まではいいと思うが、本当に小中学校で給食の支払いをしない御家庭が増えてきており、20%の家庭が払っていない。その家庭へ行けば自動車がある、それも大きな自動車を持っているのに「給食費が払えない」と。でも教育委員会へはそのことは言えない。そうすると、学校側で結局子どもへお手紙を出す。それでも何も言ってこない。そこで、先生がそのおうちへ行くと「ふざけるな、なぜ先生が来るのだ」という話になってきている。それは大きな問題だと思う。

私はこのプラスアルファがあれば、国には給食費を無料にさせていただきたい。私も小学校と中学校、高校のある地域会に入っており、いつもこの給食の問題がある。給食が「だんだんおいしくなくなってきた」という話もある。国として、県としてどう考えているのか聞きたい。

(駒村委員長)

今良い意見が出ましたので、後の方について1つだけ御紹介する。もちろん、会議の中でそのような議論は出ている。プラスアルファの部分は今おっしゃった小学生については給食費に充当すると自治体で決めるのもありだという形に議論されている。これもまだつづく議論で、決まったわけではないが、国の方ではそのようなオプションも当然あっていいだろうという議論は進んでいる。もちろん、その議論に対して別の議論もないわけではない。

残りの話については夜間定時制高校の話、あるいは今の給食費の話について事務局から何かありましたら。

(荒井社会福祉課長)

資料の限られたスペースで今回御説明させていただいた。端的な数字で生活保護世帯における子ども達の置かれている状況を表す1つの数字として、全日制高校への進学率が67.8%であるのに対して、全世帯では92.5%という数字を出させていただいた。生活保護世帯の子どもたちは、野矢委員さんがおっしゃるように、定時制高校への進学率が高いのである。この事業の究極の目的は、全日制高校へ行くことが目的ではなくて、そのような教育を受ける、学習をする意欲を持っていただくことである。将来自分が生きていくのだという動機付け、意欲付けを行い、それを支える社会があるのだと感じてもらいたいことをこの事業で展開していきたいと思っている。

誠に申し訳ないのだが、全日制高校の数字があまりにも我々にセンセーショナルなものだったので、これを挙げさせていただいた。この事業の目的はあくまでも、

貧困の連鎖を防ぐために「若いうちから希望をなくして投げやりな人生をしないでくれ、君たちの能力はもっとあるし、それを支える社会があるのだ」ということを教育を通して伝えていきたい。

また、今回の事業をはじめるとあたり、教育委員会とも今後連携を深めていこうということで、来年度に向けてどういう形で連携を取れるか、取り組みをはじめさせていただきますので、御指導いただければ、大変ありがたい。

(駒村委員長)

このあたりで一巡したのではないかと思います。木戸先生で終わりにさせていただいてもよろしいか。では木戸先生お願いしたい。

(木戸委員)

はい、資料1の「6 地域支え合いの仕組みの普及・拡大」の部分、知事の新聞記事の地域の取り組みについてである。

私は地域福祉の観点からとても注目している。その中で新たな共助の仕組みという話があったが、介護が必要な高齢者も元気な高齢者も地域で暮らしている、そして共に支え合う。特に元気な方が地域のお助け隊の取り組みの推進者になっていくという考え方はとても重要だと思う。

元気であれ介護が必要であれ、共に地域を作っていく参加者であるという考え方でいくと、もう一歩進めて必要かなと思われるのが、同じ課題に取り組むという考え方だろうと思う。特に地域のまちづくり、それから、昨今、水害や地震や大きな災害があったときに災害弱者と言われてしまう介護が必要な方々もいらっしゃる。防災、あるいは防火も含めて、それは元気であろうとなかろうと共に心配なことであり、共に町を守っていききたいということがある。

防災機能のような観点で考えれば、福祉の観点だけではないのだろうと思う。具体的には市町村の取り組みになるのかと思うが、個人情報保護法の関係で災害弱者をどうピックアップするかということも含めて、高齢者が共にまちづくりに参加するという観点で防災のことにも少し踏み込んで支援する体制があれば、ますます地域福祉が進むのではないかと考えている。

(駒村委員長)

事務局からお願いしたい。

(田島福祉政策課長)

木戸委員から、非常に現代的な課題について御指摘いただいた。

今年の猛暑で、熱中症により高齢の方が亡くなるということがあった。そのようなことも含めて、地域で高齢者の見守りをどのようにしていくかということについても、県では考えている。その中で防災、あるいはどういうときにどのような形で高齢者の方々を地域で支え合ってやっていくということも併せて検討しているところである。

(駒村委員長)

議論が非常に活発で、終わるのがもったいないところだが、お時間の関係で、このあたりで審議を終了させていただきたい。

本日皆様からいただいた御意見などを踏まえながら、より充実した福祉行政を実現できるよう努めていただきたい。本日は、ありがとうございました。